

施策名	目標5-2自然環境の保全・再生										担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課					
施策の概要	陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化することで、自然環境の保全・再生を図る。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和8年9月			
達成すべき目標	・国立・国定公園の大規模拡張をはじめとした保護地域の拡張と管理の質の向上 ・自然共生サイト認定の促進 ・国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理 ・海域におけるOECMの設定に関する検討										政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全					
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第1部等																
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成
		基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度						
1新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数	-	-	1	毎年度	11地区	10地区	8地区	3地区	-	-	-	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、新規指定及び大規模拡張作業の進捗状況や各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。					×
					11地区(100%)	10地区(100%)	6地区(75%)	2地区(67%)	-	-	-						
2自然共生サイト認定登録数	0	R5	500	R8	-	100	-	-	500	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(企業緑地、里地里山等)については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法(令和6年法律第16号)に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。また、これまでの認定数の進捗状況を踏まえて目標値を設定した。					○
					-	184	328	569	-	-	-						
3我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合	20.5%	R5	30.0%	R12	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。					-
					-	20.5%	20.8%	21.0%	-	-	-						
4我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合	13.3%	R5	30.0%	R12	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。					-
					-	13.3%	13.3%	13.3%	-	-	-						
達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業(令和5年度)	1, 2, 3, 4, 5	004877	(5)世界自然遺産等保全対策費(平成4年度)	8	004893	(9)-	-	-	(13)-	-	-	(17)-	-	-	(18)-	-	-
(2)自然環境保全地域等保全対策事業(平成22年度)	8	004885	(6)国立公園等管理等事業費(令和5年度)	1	004889	(10)-	-	-	(14)-	-	-	(18)-	-	-			

